

長崎河川国道事務所
平成25年 8月 5日

～道路を広く、美しく、安全に～

「道路不法占用の指導取締り」の実施

国土交通省では毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努めています。

今回、国土交通省長崎河川国道事務所では警察署と合同で歩行者の通行に支障となっている置き看板やのぼり旗などの不法占用物件の指導取締りを実施し、道路の適正な利用状況の向上に努めます。

- 日 時 平成25年8月7日（水）13：30～17：00
- 場 所 一般国道35号 上り（佐世保駅～佐世保市役所）
- 参加者 佐世保警察署署員および長崎河川国道事務所職員
- 実施内容 歩道上に不法に置かれている看板やのぼり旗等の所有者に対し撤去の指導を行います。

※ このほかにも県内数箇所警察署職員と合同で道路不法占用物件の指導取締りを実施する予定です。

昨年の指導取締りの様子



【問合せ先】 国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所

副所長

たのうら ほうせい
田浦 峰星

道路管理第一課長

かどがき かずひで
門垣 和秀

電話 095-839-9211（代表）